

佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する業務委託について、公正かつ適正な契約事務を執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）、佐世保市財務規則事務取扱要領（平成17年9月8日実施。以下「取扱要領」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「業務」とは、本市の事務事業であって、特殊な技術、専門的な知識、設備等（次項において「技術等」という。）を必要とするものをいう。

2 この要綱において「業務委託」とは、業務を実施するにあたり、本市が直接実施するよりも技術等を有する者に実施させた方が効率的であるため、当該技術等を有する者（次項において「受託者」という。）に業務を委託することをいう。

3 この要綱において「業務委託契約」とは、業務委託をするため本市と受託者が締結する工事に係る設計、調査及び測量の契約を除く請負、委任等の私法上の契約であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務令第29号）第15条第2項別記で定める歳出予算の節区分「12節委託料」から支出するものをいう。

4 この要綱において「長期継続契約」とは、地方自治法第234条の3に規定する契約をいう。

5 この要綱において「見積り合せ」とは、施行令第167条の2第1項第1号による随意契約のうち、規則第177条第1項に基づく競争見積方式により行う随意契約をいう。

6 この要綱において「特命随意契約」とは、施行令第167条の2第1項第2号から第9号に基づく1者との随意契約をいう。

7 この要綱において「発注課」とは、業務の発注等契約事務を担当する課をいう。

(長期継続契約の範囲等)

第2条の2 佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第3号。以下「長期継続契約条例」という。）第2条第3号から第8号までに規定する契約は、原則として長期継続契約を行わなければならない。ただし、業務内容等から判断し、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により長期継続契約としない場合、発注課は、事前に契約課と協議するものとし、その協議結果を契約締結の決裁に記載しなければならない。

3 長期継続契約条例第2条第5号の施設の維持管理業務とは、工事又はこれに準ずる方法により設置した設備等に係る業務のうち、次に掲げる業務とする。

- (1) 設備・機器の運転管理業務
- (2) 消防設備保守点検業務
- (3) ボイラー保守点検業務
- (4) 自家用電気工作物保守点検（保安）業務
- (5) 空調設備保守点検業務
- (6) エレベーター保守点検業務
- (7) 自動ドア保守点検業務
- (8) その他の機械保守点検業務

4 前項に規定する保守点検業務とは、次のいずれかの業務とする。

- (1) 定期保守業務 設備・機器が正常に作動するために定期的に点検し、必要に応じて契約に定められた範囲で正常稼働に必要な消耗品等を交換し、又は調整する業務
- (2) 経常保守業務 設備・機器が正常に作動するため、これを行う設備等について経常的に点検及び監視を行い、必要に応じて契約に定められた範囲で正常稼働に必要な消耗品等を交換し、又は調整する業務
- (3) 年間保守業務 設備・機器に異常があった場合に、設備・機器の故障原因を確認し、必要に応じて契約に定められた範囲で正常稼働させるための復旧作業を行う業務

（長期継続契約における契約期間）

第2条の3 長期継続契約の契約期間は、別表1に定めるとおりとする。ただし、業務内容等から判断し、やむを得ない場合は、この限りでない。

(長期継続契約の決裁区分)

第2条の4 長期継続契約に係る決裁区分については、契約期間の総額（契約金額の確定前における、当該契約の契約予定期間における契約予定金額の総額を含む。以下「契約期間総額」という。）に応じ、佐世保市事務処理規程（昭和58年規則第31号。以下「事務処理規程」という。）の規定により行うものとする。

(入札又は見積り合せに参加することができる者)

第3条 指名競争入札又は見積り合せ（以下「指名競争入札等」という。）に参加することができる者は、佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「名簿登録者」という。）とする。

2 業務委託の内容により、名簿から業者選定ができないと判断された場合は、別に定めるところにより、佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格者（以下「資格者」という。）を指名競争入札等に参加させることができる。

(名簿登録者の区分)

第3条の2 名簿登録者は、次の各号により区分する。

(1) 市内業者は、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法人にあつては、佐世保市内（以下「市内」という。）に本社、本店を有し、かつ、佐世保市税の滞納がない者

ロ 個人にあつては、市内に事業所を有し、かつ、代表者の住民票を市内に置き、かつ、その代表者に佐世保市税及び佐世保市国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(2) 準市内業者は次のいずれかに該当する者とする。

イ 法人にあつては、市内に支店、営業所等（以下「支店等」という。）を有する法人で、かつ、佐世保市税の納税があり、かつ、その滞納がない者

ロ 個人事業者にあつては、市内に事業所を有し、かつ、市税等の納税があり、かつ、その滞納がない者

(3) 前号のいずれかに該当する準市内業者は、これをさらに準市内業者A又は準市内業者Bに区分する。

イ 準市内業者Aは、次の事項全てを満たす者をいう。

- (i) 登録した業種において、支店等に従事する従業員数が、当該業種の市内業者の平均雇用職員数を上回ること。
- (ii) 当該支店、営業所等（以下「支店等」という。）で雇用している者のうち、佐世保市に住民票を有する者を半数以上雇用していること。
- (iii) 支店等の開設後の年数が10年以上であること。
- (iv) 支店等の土地、家屋双方を所有している又は土地若しくは家屋を所有し、登記していること。

ロ 準市内業者Bは、準市内業者A以外の準市内業者をいう。

- (4) 市外業者は、名簿登録者又は資格者のうち、市内業者又は準市内業者のいずれにも該当しない者をいう。

（業者選定基準及び指名業者数）

第4条 一般競争入札の執行に関する事項については、第6条に定める選定委員会で審議し、決定する。

- 2 契約期間総額が1件300万円以上の業務委託契約に関する指名競争入札においては、名簿登録者又は資格者のうち、市内業者又は準市内業者Aを5者以上指名するものとする。この場合において、市内業者から優先して指名するものとし、市内業者で5者以上となる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。
- 3 契約期間総額が1件300万円未満の業務委託契約に関する指名競争入札等においては、名簿登録者又は資格者のうち、市内業者又は準市内業者Aを2者以上指名するものとする。この場合において、市内業者から優先して指名するものとし、市内業者で2者以上となる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。
- 4 見積り合せにおいては、名簿登録者又は資格者のうち、市内業者を2者以上指名するものとし、市内業者が2者に満たない場合は、準市内業者Aを指名するものとする。
- 5 第2項の場合において市内業者若しくは準市内業者Aが5者に満たないとき又は第3項及び第4項の場合において市内業者若しくは準市内業者Aが2者に満たないときは、準市内業者Bの者を指名することができるものとし、それでもなお5者又は2者に満たないときは、市外業者を指名することができるものとする。
- 6 指名競争入札等において、前項の規定によっても指名する者が1者しかい

ない場合又は契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。ただし、別表2に定める基準のいずれかに該当する場合は、審査不要とする。

7 前2項の規定により市内業者以外の者を指名しようとする場合で、当該業務委託の内容、契約金額等を考慮して必要と認められるときは、業務委託の発注課は、事前に契約課と協議しなければならない。

8 業務委託の発注課は、市内業者以外の者を指名するときは、事前に契約課と協議し、その理由を付して別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1又は2）により、契約課長に合議しなければならない。ただし、別表3に定める基準に該当する場合は、契約課長との合議は不要とするが、契約課と事前協議して整理した理由を業者選定の決裁に記載するものとする。

9 業務委託の発注課は、同一の業務に係る入札において、次の各号のいずれかの関係を有する2者以上の者を指名してはならないものとする。

(1) 資本的關係 次のいずれかに該当する場合をいう。

イ 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）と子会社（同条第3号に規定する子会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（次号において「更生会社等」という。）を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の關係にある場合

ロ 親会社を同じくする子会社同士の關係にある場合

(2) 人的關係 次のいずれかに該当する場合をいう。

イ 一の会社（更生会社等を除く。以下この号において同じ。）の役員（会社法第329条第1項に規定する役員（監査役を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が、役員を現に兼ねている会社である場合

ロ 一の会社の役員が、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている会社である場合

(特命随意契約における業者選定)

第4条の2 施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づく随意契約を行う場合は、「随意契約ガイドライン(令和元年7月29日施行)」に基づき随意契約の理由を整理し、整理した理由を契約締結の決裁に記載しなければならない。

(特定団体との特命随意契約)

第4条の3 シルバー人材センター(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定する指定を受けた者をいう。)と施行令第167条の2第1項第3号に基づき特命随意契約を行う場合は、規則第175条の3に規定する事項に加え、別に定める「シルバー人材センターへの発注に関するガイドライン」の発注基準を満たさなくてはならない。

2 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等と施行令第167条の2第1項第3号に基づき特命随意契約する場合は、佐世保地区障がい者就労支援協議会を通じて行うことを原則とし、施行令第167条の2第1項3号及び規則第175条の3に規定する事項に加え、次の各号すべてを満たさなくてはならない。

- (1) 安全かつ簡易なものであること。
- (2) 特命随意契約の理由及びその経緯が明確であること。

(契約相手方の選定に関する留意事項)

第5条 発注課は、指名競争入札等によるときは、契約の相手方に係る次の事項を留意し、勘案のうえ選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 過去の業務等の実績
- (3) 業務についての技術的適性
- (4) 技術者及び機械器具の状況
- (5) 市税等の納付状況
- (6) 当該業務の履行場所その他の地理的要件
- (7) 資本的關係及び人的關係の有無

(措置及び規制を受けた者の入札参加の制限、指名の取り消し、入札書の無効及び契約の非締結)

第5条の2 発注課は、次の各号に定める措置又は規制（以下「指名停止措置等」という。）のいずれかに該当した者を一般競争入札及び指名競争入札等に参加させてはならない。

- (1) 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領（令和6年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けた者
 - (2) 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
 - (3) 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和63年5月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
 - (4) 佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
 - (5) 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制を受けた者
- 2 発注課は、前項に掲げる各号のいずれかに該当する者の一般競争入札参加を認めているとき、又は指名競争入札等において指名をしているときは、これを取り消さなければならない。
- 3 発注課は、開札前の一般競争入札及び指名競争入札等において、第1項に掲げる各号のいずれかに該当する者が応札済であるときには、その入札書を無効としなければならない。
- 4 落札決定後に契約の相手方となるべき者（以下「落札者」という。）が、契約締結日までに第1項に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、当該契約を締結しない。

（部局における選定委員会）

第6条 発注課は、次の表の左欄に掲げる審議事項の区分に応じ、当該発注課が所属する部局において選定委員会を設置し、必要な審議を受けなければならない。ただし、次表に定める委員長と事前協議し、選定委員会による審議不要と判断したものについては、その理由を付し、事務処理規程第5条から第8条までの決裁区分により、決定するものとする。

審議事項	委員長	委員	庶務
<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による発注案件に関する事 ・300万円超の発注案件に関する事 ・300万円以下の発注案件で、発注課長が、部局長の判断が必要とした案件に関する事（以下「部局長判断審議事項」という。） 	発注課が属する部局長の長	<ul style="list-style-type: none"> ・発注課長 ・委員長が指名する課長職以上の者 	発注課
<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以下の発注案件に関する事 	発注課長	発注課長が指名する者	

2 発注課は、選定委員会において審議した事項を次表の区分により決裁にて報告し、決定するものとする。

審議内容	報告区分
<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による発注案件に関する事 	部局長。ただし、発注内容から、事務処理規程第5条及び第6条に規定する市長及び副市長の決裁事項に該当すると考えられる場合はその区分
<ul style="list-style-type: none"> ・部局長判断審議事項 ・300万円超の発注案件に関する事 	
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項 	事務処理規程第5条から第8条までの規定による区分

（予定価格の設定）

第7条 予定価格は、規則第166条第1項及び第2項の規定に基づき、取扱要領第4各号により設定するものとし、その設定方法は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算する前の積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額（以下「税抜き予定価格」という。）に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではない。

(1) 単価契約の場合

(2) 100円未満を切り捨てない予定価格を設定する場合。ただし、その理由を決裁に記載している場合に限る。

2 長期継続契約の場合の予定価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める額で定めるものとし、前項の規定は、その設定について準用する。

- (1) 単価契約で行うもの 単価
 - (2) 年額にて設定することが必要であるもの 年額
 - (3) 契約期間にて設定することが必要であるもの 契約期間の総額
 - (4) 前項以外のもの 月額
- 3 第1項又は前項の規定により予定価格を設定するときは、予定価格調書を作成するものとし、作成した予定価格調書は、業務名及び開札日時を記した封筒に封入し、鍵付き保管庫に保管しておくものとする。
- 4 歩掛り（国・県が定める歩掛り表又は市が独自に定める歩掛り表における算式及びその基準となる単価をいう。以下同じ。）を予定価格の積算基準とする業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱（平成26年9月2日施行。以下「清掃・警備要綱」という）第2条第1号に規定する清掃業務及び同条第2号に規定する警備業務
 - (2) 佐世保市消防設備点検、消防設備保守点検業務の業者指名及び再委託に関する事務取扱要綱（平成27年4月23日施行）第2条第1項に規定する消防設備点検業務及びこれに付随する保守業務
 - (3) 佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱（平成8年7月1日施行）別表第1第2項に規定する業務
 - (4) 佐世保市除草・剪定業務及び伐採業務等の契約事務に関する要綱（平成26年4月1日施行）第2条第2号に規定する剪定業務。ただし、入札により契約を締結するものに限る。
 - (5) 前号までに定める業務以外で、歩掛りによる積算が可能な業務（最低制限価格）

第8条 競争入札における最低制限価格の設定については、別に定めるところによる。

- 2 随意契約によるときは、最低制限価格を設定しないものとする。
（指名・説明会日時等の通知）

第9条 競争入札の業者指名、説明会日時等に係る事項は、原則としてファクシミリ、電子メール又は佐世保市ホームページにて文書により通知するものとし、やむを得ない場合に限り口頭により行うものとする。

（説明会及び縦覧等）

第10条 競争入札及び随意契約の説明会は、業務委託の発注課の課長又は発注課の課長が指名する職員（以下「入札執行者」という。）が行うものとする。この場合において、契約の目的・内容により可能なときは、仕様書の縦覧又はインターネット（インターネットその他の高度情報通信ネットワークをいう。以下同じ。）によるダウンロード（次項において「縦覧等」という。）により説明会に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、文書、ファクシミリ、インターネット等による方法により契約の内容を相手方に十分に了知させることができると認められる場合は、説明会及び縦覧等を省略することができる。

3 業務委託の発注課は、所属する部局の発注に係る入札において、同日に同種の業務に係る入札が複数行われる場合は、同一の者（第4条第9項に規定する2者以上の者を含む。）が複数の入札において落札者とならないよう、必要な措置を講じなければならない。ただし、当該措置を講じた結果、応札可能な者が1者となる入札又は応札可能な者に市内業者又は準市内業者Aが2者以上含まれない入札については、この限りではない。

（入札事務の執行）

第11条 競争入札の執行は、入札執行者が行う。

2 競争入札の執行を補助するため入札執行補助者をおき、業務委託の発注課の課長又は入札執行者が指名する者をもって充てる。この場合において、入札執行者が必要と認めるときは、複数人の入札執行補助者を置くことができる。

3 入札室に入室できる者は、次のとおりとする。

- (1) 入札者の代表者（以下この条において「本人」という。）
- (2) 本人の委任を受けた代理人
- (3) 前2号に定めるもののほか、事前に許可を受けた随行者1人

4 入札書は、本市に提出後は公文書として取り扱うものとする。

（入札の開始）

第12条 入札執行者は、入札開始定刻に達した後、入札の開始を宣言し、次条から第19条までの入札事務を行わなければならない。

（再度入札）

第13条 再度入札における入札回数は2回までとする。この場合において、最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格より低い価格で入札をし

た者は再度入札に参加することができない。

- 2 再度入札において落札者がいないときは、最低価格で入札をした者（最低制限価格を設定したときであって当該最低制限価格より低い価格で入札をした者を除く。）から1回に限り見積書を徴し、随意契約をすることができる。
- 3 前項の規定によっても随意契約による契約を締結することができなかった場合は、仕様の変更を行い、改めて競争入札を行うものとする。

（郵便による入札）

第14条 規則第164条に規定する市長が特に指定した場合における郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の入札方法については次のとおりとする。

- (1) 郵便入札においては、入札者は入札書を書留又は特定記録郵便にて、仕様書、入札公告等（以下「仕様書等」という。）で定める到達期限までに日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局に到達するよう「局留め」で郵送しなければならない。持参による提出は認めないものとする。この場合において、やむを得ない理由があると認められるときに限り、佐世保木場田郵便局以外の最寄りの郵便局への局留めによる郵送を認めるものとする。
- (2) 日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局又は同郵便局に代わる最寄りの郵便局に局留めにより到達した入札書（以下「郵便入札書」という。）を当該郵便局から本市が受領した時をもって、本市に入札書が提出されたものとし、規則第164条第1項に規定する入札が行われたものとみなす。
- (3) 郵便入札書は、入札執行者及び入札執行補助者の2名以上で受領しなければならない。ただし、入札執行者が不在の場合は、入札執行補助者2名以上で受領することができる。
- (4) 本市到達後の郵便入札書は、開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
- (5) 本市到達後の郵便入札書の書換え又は撤回は、認めないものとする。
- (6) 入札執行者は、入札書が指定の郵便局に、指定の期限まで到達しているかについて、日本郵便株式会社のホームページにて確認しなければならない。

（期間入札）

第14条の2 市内業者及び準市内業者を対象として行う入札においては、一定の期間を定め入札書を提出させる入札（以下「期間入札」という。）を行う

ことができる。

- 2 期間入札において、入札者は、仕様書等で定めるところにより、受領場所に入札書を持参し、提出期限までに提出しなければならないものとする。
- 3 前項の規定により持参された入札書（以下「期間入札書」という。）は、次項及び第5項に規定する手続により本市が受領した時をもって、規則第163条第1項に規定による入札書の提出が行われたものとみなす。
- 4 期間入札書は、入札執行者及び入札執行補助者の2名以上で受領しなければならない。ただし、入札執行者が不在の場合は、入札執行補助者2名以上で受領することができる。
- 5 期間入札書を受領した入札執行者又は入札執行補助者は、期間入札書の受領日時を証明するものとして、次に掲げる事項を記載した受領書を、入札者に対し交付する。この場合において、入札執行者又は入札執行補助者は、当該受領書を2通作成し、1通を副本として保管するものとする。
 - (1) 業務名及び発注課名
 - (2) 受領日時
 - (3) 受領した入札執行者又は入札執行補助者の氏名
- 6 受領した期間入札書は、開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
- 7 本市受領後の期間入札書の書換え又は撤回は、認めないものとする。

（電子メール入札）

第14条の3 インターネットを利用した電子メールによる入札（電子メールにより送信された電子メール入札書（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式により作成された入札書をいう。以下同じ。）を原本とみなして行う入札。以下「電子メール入札」という。）の入札方法については次のとおりとする。

- 2 電子メール入札に参加する場合、入札参加希望者は、財務規則第163条第5項に定める「認証」として、つぎの区分に応じ事前認証を受けなければならない。
 - (1) 電子申請による場合 佐世保市ホームページから電子申請フォームにより申請する。
 - (2) 入札ごとに行う申請の場合 電子メール入札認証申請書（様式4）（以下「申請書」という。）により申請する。

3 発注課（電子申請の場合は契約課）は、申請書（電子申請）を受理後、必要事項を審査し、次の区分に応じ、認証・否認証の通知を入札参加希望者へ行うものとする。

- (1) 電子申請による場合 電子申請の完了処理時に発信される電子メール
- (2) 入札ごとに行う申請の場合 認証する場合は「電子メール入札参加認証通知書（様式5）（以下「認証書」という。）、否認証とする場合は「電子メール入札参加否認証通知書（様式6）」をもって、ファクシミリ又は電子メールにより行う。なお、否認証の場合は、発注課が指定した申請期日までに再度申請を行うことができる。

4 入札から落札者決定までの手順は次のとおりとする。

- (1) 開封用のパスワードを設定し、電子メール入札書を保存した電子ファイル（以下「電子ファイル」という。）を電子メールに添付し、発注課指定の電子メールアドレス（以下「受信アドレス」という。）に送信する。この電子メールが受信アドレスに到達した時をもって規則第163条第1項に規定する入札が行われたものとみなすものとし、電子メールの撤回及び再送信は、認めないものとする。
- (2) 入札された電子ファイルは開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は、開札日時まで電子ファイルが開封されないよう、次号に規定する「電子ファイル解除用パスワード通知書（様式7）」を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、電子ファイルを消失・書換え等がなされないことがないよう、受信アドレス内に適切に保管しなければならない。
- (3) 入札者は、電子ファイルを送信後、指定された期日までに「電子ファイル解除用パスワード通知書（様式7）」をもって、発注課へファクシミリによりパスワードを通知するものとする。
- (4) 開札は、入札執行者及び入札執行補助者が、前項により通知されたパスワードにより電子ファイルを開封し行うものとし、第18条の規定により落札候補者を決定する。同額の場合は、第19条第1号に規定する「数値くじ」により落札候補者を決定するものとする。
- (5) 入札執行者は、落札者を決定するため、落札候補者から申請書の原本及び電子メール入札書の原本を徴し、これらが送信された申請書及び電子メール入札書と相違なく同一のものであるかを確認した後、落札候補者を落札者としなければならない。

5 入札執行者は、電子メール入札で入札したことを証するため、入札者から送信されたすべての入札書（落札者分を含む。）を、落札者から徴した入札書原本と共に入札結果調書等に添付し、保存しなければならない。

（入札方法の併用）

第14条の4 名簿登録者及び資格者を対象として入札を行う場合等、必要があると認めるときは、郵便入札、期間入札及び電子メール入札を併用又はこれらを組み合わせた入札を行うことができる。

2 前項の規定により郵便入札、期間入札及び電子メール入札を併用又はこれらを組み合わせた入札を行う場合は、その方法に応じ、仕様書等において、次の日時を同一としなければならない。

(1) 郵便入札書の受付開始日時、期間入札書の受領開始日時、電子メールの受信開始日時

(2) 郵便入札書の到達期限、期間入札書の提出期限、電子メールの受信期限

（郵便入札若しくは期間入札又はこれらを併用する入札において使用する封筒の仕様等）

第15条 郵便入札若しくは期間入札又はこれらを併用する入札（以下「郵便入札等」という。）において使用する封筒は、原則として「長形3号封筒」とし、入札者は、入札書を封筒に入れ封をし、封筒表面に開札日、業務名、業務の発注課名等の名称を記入のうえ「入札書」と記載し、封筒裏には入札者の住所、法人名及び法人代表者名（個人事業者のときは屋号及び事業者名）を記入しなければならない。

2 郵便入札の場合における封筒の宛名は「日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局（第14条第1号の規定により木場田郵便局以外の郵便局である場合は、当該郵便局）留め、佐世保市役所行」とし、入札者は、当該封筒を佐世保市長宛の「親展」として郵送しなければならない。

（入札保証金等の取扱い）

第16条 入札者に入札保証金又はこれに代わる担保（以下この条において「保証金等」という。）の納付又は提供をさせるときは、入札執行者が入札執行直前に当該保証金等の確認を行い、入札執行者の面前において入札者に封かんさせ、封筒表面に氏名及び金額を明記させるものとする。

2 保証金等の納付又は提供を受けたときは、入札執行者は、当該入札者に対

して受領書を発行するものとする。

- 3 規則第169条第1号の規定により入札保証金を免除された入札者については、入札執行日の前日までに入札保証保険証券を提出させるものとする。
(開札)

第17条 入札執行者は、施行令第167条の8及び次に定めるところにより開札事務を執行するものとする。

- (1) 入札執行者又は入札執行補助者は、開札を行うごとに入札者に開札することを告げ、入札書の開封を行う。
- (2) 施行令第167条の8第4項に該当するときは、直ちに再度入札を行う。
- 2 郵便入札、期間入札及び電子メール入札を併用又はこれらを組み合わせた入札については、入札執行者が、入札書受付期限（郵便入札にあつては第14条第1号に規定する郵便入札書の到達期限を、期間入札にあつては第14条の2第2項に規定する期間入札書の提出期限を、電子メールにあつては発注課が定める電子メール入札書の受信期限を、これらを併用又は組み合わせて行う入札にあつてはこれらの期限をいう。）までに入札者のうちから指名した1者以上の者の代表者（個人事業者のときはその者）を立ち会わせて、開札を行うものとする。この場合において、指名された入札者の代表者は、当該代表者に代わり、代理人を立ち会わせることができるものとする。
- 3 入札者の代表者が代理人を開札に立ち会わせる場合、入札者の代表者は、当該開札立ち会いについて、委任状（開札立会用）により、代理人への委任を行わなければならない。
- 4 第2項の規定により指名された入札者の代表者又はその代理人（以下「入札立会人等」という。）が、やむを得ない理由により開札に立ち会うことができない場合は、当該入札事務に関係のない他課の職員（以下「入札立会職員」という。）を立ち会わせなければならない。
- 5 入札執行者は、開札に先立ち、立会人名簿に、入札立会人等が立ち会う場合にあつては当該入札立会人等の氏名及び法人名（個人事業者のときは屋号又は事業者名）を、入札立会職員が立ち会う場合にあつては当該入札立会職員の氏名及び課名を記入させなければならない。

(入札の無効)

第17条の2 入札の無効は、規則第170条による。

- 2 電子メール入札における無効は、規則第170条に該当する場合に加え、

次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 認証書の交付を経ずに入札した場合
- (2) 発信アドレス以外から入札された場合
- (3) 受信アドレス以外に入札された場合
- (4) 同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メール入札書が2通以上送信された場合
- (5) 電子ファイルにパスワードが設定されていない場合
- (6) 申請書に記載されたパスワードにより電子ファイルが開封できない場合
- (7) 電子メールに電子ファイルが添付されていない場合
- (8) 電子メール入札書のみを添付している場合
- (9) 送信された電子ファイル又は電子メール入札書が、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (10) 電子メール入札書と電子メール入札書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合、又は送信された申請書と申請書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合
- (11) その他発注課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合
(入札書等の押印)

第17条の3 一般競争入札及び指名競争入札等において、押印（会社の印及び代表者の印（個人事業主にあつては代表者の印））を要することとした入札書等に押印がない場合、発注課は、当該入札書等を無効としなければならない。

（落札者の決定）

第18条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者）の氏名及び入札価格を読み上げ、入札者に落札者の決定を告げることにより、落札者を決定するものとする。

（くじによる落札者の決定手続）

第19条 施行令第167条の9に定めるくじによる落札者の決定は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、それぞれ当該各号に定める手続により執行するものとする。ただし、くじの執行に当たっては、当該方法により難しいと認められる場合を除き、第1号に掲げる方法によるものとする。

(1) 入札者により選定された任意の数値を用いるくじ

イ 説明会又は縦覧等において、同額の場合は本号の手順により、入札者により選定された任意の数値を用いるくじ（以下「数値くじ」という。）にて決定を行う旨を入札者に周知し、あらかじめ入札書に「0」から「999」までの3桁の任意の整数（以下「くじ番号」という。）を記載させるものとする。

ロ 数値くじによる落札者の決定は、入札終了後速やかに行う。

ハ 同額となった入札者にそれぞれ、入札書の受付順に「0」から番号（以下「受付番号」という。）を付する。この場合において、付番の順位決定は、次のとおりとする。

(i) 期間入札の場合 受領書に記載された日時（以下「持参日時」という。）が早い順

(ii) 郵便入札の場合 郵便局で引受された日時（以下「引受日時」という。）が早い順

(iii) 電子メール入札の場合 電子メールを受信アドレスに受信した日時（以下「受信日時」という。）が早い順

(iv) 期間入札、郵便入札及び電子メール入札を併用又はこれらを組み合わせた入札を行う場合 持参日時引受日時又は受信日時が早い順

ニ 次の算式にて計算し、その余りの数値と受付番号が合致した入札者を落札者とする。この場合において、入札書にくじ番号が記載されていないときは、当該入札書のくじ番号は「0」とみなす。

$$\text{(同額となった入札書に記載されたそれぞれのくじ番号全ての和)} \div \text{(同額となった入札書の数)}$$

ホ 決定後は、落札者の入札書に、入札立会人等による立会いの場合は当該入札立会人等の業者名を、入札立会職員による立会いの場合は当該職員名を記名させ、加えて「数値くじにて決定した」と記入させるものとする。

(2) 抽選用紙によるくじ

イ 説明会又は縦覧等において、同額の場合は本号の手順によるくじにて決定を行う旨を関係者に周知する。

ロ 当該同額入札者全員がくじを引く権限を有し、現に立会いを行っている場合は入札終了後にその場でくじを引くものとし、そうでない場合は

日時を改めて当該同額入札者全員に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

ハ 決定後は、落札者の入札書に、くじを引いた業者名を記名させ、加えて落札者に「くじにより決定した」と記入させるものとする。

ニ ハの場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係の無い他課の職員にくじを引かせるものとし、決定後は、この職員にも記名させるものとする。

(落札後の処理)

第20条 発注課は、一般競争入札及び指名競争入札等の落札者が決定したときは、入札結果調査表の落札金額欄に「決定」と記入するものとする。

(契約の締結)

第21条 発注課は、原則として、落札者が決定した日（開札日に決定したものにあっては開札日、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約にあっては、その随意契約の見積書提出日）から7日以内（初日不算入とし、その期間の末日が佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日のときは、その翌日）に落札者と契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、7日を超えて契約を締結する場合、発注課は、契約締結伺いにその理由を付し、契約を締結しなければならない。

(入札公告等の記載)

第21条の2 発注課は、規則第170条各号に定める入札の無効及び第5条の2第各項で定める指名停止措置等を受けた者の入札参加の制限等について、一般競争入札及び指名競争入札等における公告又は指名通知により、一般競争入札及び指名競争入札等に参加する者にあらかじめこの旨を了知させなければならない。

(長期継続契約の場合の契約書)

第22条 長期継続契約の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約金額の総額及び各年度の内訳
- (2) 翌年度以降における歳出予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する事項
- (3) 前号による契約変更又は解除に伴い、受注者に損失又は損害が発生した

場合の補償に関する事項

(長期継続契約に係る労務単価等の変動に係る措置)

第22条の2 長期継続契約において、歩掛り、労務単価又は市場の著しい変動が確認された場合は、発注者は、受注者と協議のうえ、次の算式により算出した額の増減により、契約金額を変更することができる。

算式

(新積算額) × (請負率) - (原契約額)

備考1 「新積算額」とは、最新の歩掛り、労務単価又は市場の著しい変動により変更した単価等で積算した消費税等相当額を含む業務費総額をいう。

備考2 「請負率」とは、契約初年度の契約金額を契約初年度に設定した設計金額で除した率で、小数点第3位以下の数値を切り捨てたものをいう。

備考3 「原契約額」とは、変更前の契約金額をいう。

- 2 前項の市場の著しい変動とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 公共事業等に用いる労務単価等(以下「労務単価等」という。)に著しい増減が認められる場合
 - (2) 労務単価等に準じると判断できる数値により、特に著しい増減が認められる場合
- 3 前項第2号の規定により契約金額の変更を行おうとする場合は、契約課から通知があった場合を除き、事前に契約課と協議しなければならない。
- 4 第1項の規定により契約金額の変更を行う場合の基準日は、次の区分とする。
 - (1) 歩掛り及び労務単価等の変動にあつては、その適用日
 - (2) その他の変動にあつては、双方の合意による適用日
- 5 第1項の規定により契約金額の変更を行う場合は、発注者から第1項の算式により算出した変更金額(以下「変更額」という。)を受注者に提示し、合意に至った場合には、受注者から変更額が記載された見積書等を徴し、変更契約を締結するものとする。

(入札結果及び見積り合せ結果に係る情報の公表)

第23条 一般競争入札及び指名競争入札等の結果に係る情報は、佐世保市情報公開条例(平成13年条例第4号)第10条第1項各号に掲げる情報を除

き公表する。

(請負金額の変更と契約保証金)

第24条 発注課は、契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額しなければならない。

(一括再委託の禁止及び再委託の承認)

第25条 発注課は、業務の履行にあたり、受注者以外の者に業務のすべてを再委託させてはならない。

2 発注課は、業務の履行にあたり、受注者から、業務の一部を他の者へ再委託させる旨の申請（以下「再委託申請」という。）があった場合は、次に定める事項を書面により申請させねばならない。

(1) 再委託する理由

(2) 再委託の内容

(3) 再委託先の住所、事業者名、代表者氏名

(4) 再委託の額又は予定額

3 発注課は、再委託申請を受理後、内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、文書又は口頭で受注者へ通知するものとする。ただし、口頭により通知する場合は、口頭にて通知した旨を当該業務に係る文書に記載しておかなければならない。

4 前項までの規定にかかわらず、別表4第10号から第12号に該当する業務を受注者以外へ再委託する場合、発注課は、口頭により申請させ、口頭により承認を通知することができる。ただし、次の各号すべてを満たす場合に限る。

(1) 契約課が事前に資格の有無を確認した者への再委託であること。

(2) 申請内容が第2項に定める事項と同一であること。

(3) 申請及び承認した日付及び(1)及び(2)の内容を記録しておくこと。

(4) 業務の完了報告時に、申請内容を完了報告書等に記載させ、内容に相違ないかを確認すること。

(要綱等の閲覧)

第26条 この要綱、指名業者及び入札結果等は、業務委託の発注課において閲覧に供するものとする。

(契約事務チェックシートによる確認)

第27条 発注課長及び発注課担当者は、契約事務チェックシート（通常契約用）（様式3）による確認を行わなければならない。

（他の要綱による補完）

第28条 この要綱を補完する他の要綱等との関係性は別表4に定めるところによる。

（その他）

第29条 この要綱に定めるもののほか、業務委託の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行し、平成25年11月1日以後に締結する契約に係る契約事務について適用する。ただし、第4条第4項及び第5項までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。